

市有地売払い

～購入希望者募集中～

一 般 競 争 入 札
応 募 要 領

| 申込期間 | 入札日 |
|-----------------------------------|--------------|
| 令和8年1月13日(火) ～ 令和8年1月22日(木) | 令和8年1月29日(木) |



《市有地の売払いとは》

- 現状有姿（あるがままのすがた）での売払い
のため、建物、越境物、工作物等（フェンス、擁壁、樹木、街灯など）を含めた土地の引渡しとなります。
- 実測面積による売買です。
- 最低売却価格以上で最も高い入札価格をつけた方を落札者として決定します。
- 地盤、地下埋設物、土壤等の調査は実施しておりません。
- 不動産売買の仲介手数料はかかりません。
- 所有権移転登記の手続は市が行います。
(登録免許税はご負担いただきます。)
- 入札参加を希望される方は、**本書**（一般競争入札応募要領（物件調書を含む。））を十分確認するとともに、現地及び関係規制等を必ず調査・確認の上、ご参加ください。

入札参加者の資格、入札参加に際しての注意事項は3ページ、その他注意事項は9ページ、入札手続に必要なものは22ページに記載があります。入札に参加されたい方は、これらの箇所を十分ご確認ください。

問い合わせ先：管財課用地班 TEL043-245-5098

ホームページ：「千葉市 市有地売払い」で検索

《 目 次 》

| | ページ |
|----------------------|-----|
| ■ 市有地売払いの流れ（概要） | 1 |
| ■ 売払い物件一覧表 | 2 |
| ■ 一般競争入札 応募要領 | 3～ |
| ■ 契約に当たって付す特約 | 8～ |
| ■ その他注意事項 | 9～ |
| ■ 参考法令（抜粋） | 11～ |
| ■ 各様式の記入例 | 16～ |
| ■ 入札手続に必要なもの | 22 |
| ■ 入札会場での手順 | 23 |
| ■ 売買契約書 | |
| 市有財産（土地）売買契約書【一括払い用】 | 25～ |
| 【契約保証金用】 | 29～ |
| ■ 物件調書 | 33～ |
| ■ 入札関係書類 | 卷末 |
| ・一般競争入札参加申込書・受付書 | |
| ・誓約書兼調査同意書 | |
| ・入札書 | |
| ・委任状 | |
| ・事前申込み受付場所・入札会場 案内図 | |

市有地売払いの流れ（概要）

1 参加申込受付

受付期間 令和8年1月13日（火）から 令和8年1月22日（木）まで

「一般競争入札参加申込書」・「誓約書兼調査同意書」に必要事項を記入・押印の上、関係書類を添えて、千葉市役所本庁舎高層棟6階管財課に直接持参いただくか、受付期間内に書留で郵送（期限内必着）してください（申込み時に必要な書類については、22ページもご覧ください）。

※物件番号「2, 4」については参加申し込みの2日前（土日祝除く）までに別途千葉市農業委員会への申請が必要となります。



2 参加受付書の交付

受付手続を終了された方に「一般競争入札参加受付書」を交付します。



3 入札の実施

入札日 令和8年1月29日（木）

入札保証金として各自の見積る入札金額の100分の3以上の要件を満たした銀行振出小切手が必要となります。その他、入札時に必要な書類については22ページもご覧ください。落札者以外の方の入札保証金は入札後、お返しします。

※ 入札終了後に、落札者へ契約に必要な書類等をお渡します。



4 普通財産譲渡申請書の提出

関係書類を添付の上、令和8年2月6日（金）までに普通財産譲渡申請書を提出していただきます。

（申請書は入札終了後、落札者にお渡します。）



5 契約の締結

令和8年2月27日（金）（以下「契約締結期限」という。）までに、売買契約を締結していただきます。この期限までに契約を締結されない場合、入札は無効となります。



6 売買代金の支払い

契約締結期限までに全額一括して支払う方法と、契約締結期限までに契約保証金として売買代金の100分の10以上を支払い、残金を令和8年3月19日（木）までに支払う方法があります。



7 所有権の移転

売買代金が完納されましたら、市が所有権移転登記を行います。

登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

売 払 い 物 件 一 覧 表

| 物件番号 | 所在等 | 実測面積 (m ²) | 用途地域等 | 入札時間 | 最低売却価格 (千円) |
|------|-------------------------|---------------------------|--------------|--------|----------------|
| 1 | 中央区亥鼻二丁目 72番1,74番1,75番1 | 1,427.44 | 第1種中高層住居専用地域 | 13時30分 | 139,834 |
| 2 | 中央区蘇我四丁目 657番13 | 70.59 | 第1種低層住居専用地域 | 13時30分 | 2,852 |
| 3 | 稲毛区轟町一丁目 18番4 | 546.63 | 第1種住居地域 | 15時00分 | 118,000 |
| 4 | 緑区椎名崎町 1188番1 | 388.27 | 準工業地域 | 15時00分 | 4,470 |

【物件の詳細については33ページ以降の物件調書をご覧ください。】

※注意事項

- 1 入札物件は都合により売払いを中止・変更する場合があります。
- 2 入札開始時間の15分前から受付を開始します。

一般競争入札 応募要領

1 売払い物件

売払い物件は、2ページに記載のとおりです。

詳細については、**物件調書（33ページ以降）をご覧ください。**

2 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項

入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項は次のとおりです。

ただし、物件番号「2、4」には、カの要件を追加します。

（1）入札参加者の資格

以下のアからオに掲げる資格要件の全てに該当する方。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に関する措置要件に該当しない者。
- ウ 千葉市内において、都市計画法に違反していない者。
- エ 今般の入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っていないこと。
- オ 千葉市から指名停止処分又は市有地売払いに関する入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- カ *物件番号「2、4」には次の資格要件を追加する。

千葉市農業委員会から買受適格証明書の交付を受けていること。

*買受適格証明書の取得のためには、参加申し込みの2日前（土日祝除く）までに別途千葉市農業委員会への申請が必要となります。詳しくは、千葉市農業委員会事務局 043(245)5767までご連絡ください。

（2）入札参加に際しての注意事項

- ア 物件は**現状有姿での引渡し**となります。案内図等により、必ずご自身において現地を確認していただき、諸規制の状況等についても調査確認を行ってください。
- イ 契約に当たっては「11」（8～9ページ）に記載のとおり特約を付しています。また「13」（9～10ページ）には契約に当たっての注意事項を記載しています。本応募要領を熟読の上、入札に参加してください。
- ウ 落札された場合、落札者（入札者）に対し所有権移転登記をすることになります。
(途中で名義変更をすることは認められません。)

3 資料閲覧

資料の閲覧については、次のとおりです。

33ページ以降の物件調書各資料の他、測量図等の資料があります。

閲覧を希望される場合は、事前にご連絡の上お越しください。

連絡先 千葉市役所本庁舎高層棟6階（千葉市中央区千葉港1番1号）

資産経営部管財課 TEL: 043 (245) 5098

(注) 閲覧資料は、物件購入を検討していただくための参考資料です。

現状と相違している場合であっても、現状のまま引き渡されますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査・確認を行ってください。

4 事前申込み手続

入札に参加するには事前に申込みの手続が必要です（入札申込み時に必要なものは22ページ参照）。

※ 一般競争入札参加受付書が交付されていない方は入札に参加できません。

※ 複数の物件について申込みを行うことが可能です。

(1) 申込み方法

本要領に添付（市ホームページ上でもダウンロードできます。）の「一般競争入札参加申込書」・「誓約書兼調査同意書」に必要事項を記入・押印（実印）の上、添付書類を添えて、受付場所に直接持参するか書留で郵送してください（記入例については16～17ページ参照）。

※ 添付書類（入札執行日の前3か月以内発行のもの）

- ・『登記事項証明書（現在事項証明書）』（法人の場合）
 - ・『印鑑証明書』（個人の場合で署名とした場合は不要）
 - ・共有で申込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。
- 持分割合の確認は、開札後にお渡しする、普通財産譲渡申請書で行います。
- ・複数の物件を申込む場合の添付書類（登記事項証明書・印鑑証明書）は、原本1部とコピーで結構です。

（一般競争入札参加申込書・誓約書兼調査同意書はそれぞれの物件ごとに原本が必要です。）

(2) 受付期間（直接持参の場合）

令和8年1月13日（火）から令和8年1月22日（木）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 受付場所及び時間

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟6階 資産経営部管財課（巻末案内図を参照。）

受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）です。

(4) 郵送受付

郵送で申込む場合は、書留（簡易書留可）にてお送りください。

内容確認後、特に問題がない場合に「一般競争入札参加受付書」を交付します。郵送をご希望の場合には簡易書留にて発送しますので、「620円分の切手を貼り付けた返信用封筒」を同封してください。

郵送申込みは、令和8年1月13日（火）から令和8年1月22日（木）まで（期限内必着）。

※郵便事情を十分考慮したうえで手続をしてください。

(5) 一般競争入札参加受付書

受付手続を完了された方には、「一般競争入札参加受付書」を交付します。

この受付書は入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

郵送で申込まれた方で入札日の前日までに届かない場合はご連絡ください。

(6) 入札保証金について

入札参加者は、1物件につき各自の見積る入札金額の100分の3以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を納付しなければなりません。

入札保証金は、必要要件を満たした銀行振出小切手（21ページの見本参照）を入札日に持参し納付してください。

※ 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金全額が千葉市に帰属することとなります。

(7) 入札参加にあたっての留意事項

- ア 一般競争入札の落札者で、契約の辞退をされた場合は、令和9年3月31日までの市有地売払いの応募ができなくなります。
- イ 「一般競争入札参加申込書」は楷書で記入してください。記入間違い、不備などがあると申込みが無効となる場合があります。

5 入札の日時・場所

入札の日時等は次のとおりです。

- (1) 期　　日　　令和8年1月29日（木）
- (2) 入札時間　　『売払い物件一覧表』（2ページ）記載のとおり。
- (3) 場　　所　　千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所本庁舎1階 正庁（裏表紙案内図を参照。）

6 入札手続

入札手続は、次のとおりです（入札手続に必要なもの及び入札会場の手順等については22～23ページ参照）。

(1) 入札への参加者

- ア 「一般競争入札参加受付書」に記載された本人又は代理人が参加することができます。
- イ 法人の代表権のない方や、個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は、「委任状」（本要領に添付のもの。千葉市ホームページからダウンロードすることもできます。）が必要となります。申込者が法人の場合は委任者である法人の印鑑証明書（コピー可）を添付してください。

(2) 入札保証金の納入

- ア 入札参加者は、1物件につき各自の見積る入札金額の100分の3以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を納付後、入札保証金領収書を受領してください。
- イ 落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、入札保証金還付請求書兼領収書と一緒に速やかに還付します。

申込者が當利法人又は個人事業主である場合は、**還付時に領収書貼付用として200円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください**（入札保証金還付請求書兼領収書は入札参加申込時にお渡しします。）。

ウ 落札者の入札保証金は契約保証金又は売買金額に充当させていただきます。

※ 落札者が契約をしない場合は、入札保証金全額が千葉市に帰属することとなります。

(3) 入札方法等

ア 入札参加者は、所定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名・押印（個人の場合は本人署名可、法人の場合は実印、代理人は委任状使用印）の上、封筒に入れて所定の入札箱に投函してください。

イ 「入札書」は、当日受付に用意してありますが、本応募要領に添付しているものをコピーして使われても結構です。また、千葉市ホームページからダウンロードすることもできます。

なお、記入例については、19ページをご参照ください。

ウ 投函された「入札書」は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

エ 開札は入札後直ちに行います。

オ 落札者となるべき入札者が同価格により2者以上あるときは、それぞれの入札者により、くじによって落札者を決定します。

(4) 入札結果の公表

千葉市ホームページ上において、売却物件ごとの入札者名及び入札価格を入札調書として作成し、公表します。また、管財課窓口でも閲覧可能といたします。いずれの場合でも入札者が個人であった場合には、氏名を公表しません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札

ウ 記入事項の不明な入札又は法人の場合における記名押印のない入札並びに個人の場合における本人署名のない入札

エ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札

オ 同じ物件について2通以上の入札をした入札

カ 入札に関し不正行為のあった入札

キ その他入札条件に違反した入札

7 契約の締結等

買受人（落札者）には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。

(1) 普通財産譲渡申請書の提出

普通財産譲渡申請書を、関係書類（法人の場合は印鑑証明書・登記事項証明書、個人の場合は住民票）添付の上、令和8年2月6日（金）までに提出してください。

(2) 売買契約の締結等

売買契約の締結は、落札者の名義で令和8年2月27日（金）までに行います。

期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金全額が千葉市に帰属することとなりますのでご注意ください。

(3) 契約書

売買契約書（様式）については24～32ページのとおりです

8 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。

(1) 一括払い

市が発行する納入通知書により、令和8年2月27日（金）までに売買代金を全額納付する方法（入札日に納入された入札保証金は売買代金に充当しますので、実際は売買代金と入札保証金の差額を請求します。納入通知書に記載されている納付日が納付期限になります。）

(2) 契約保証金払い

ア 市が発行する納入通知書により、令和8年2月27日（金）までに契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付（入札日に納入された入札保証金は契約保証金に充当しますので、実際は、契約保証金と入札保証金の差額を請求します。納入通知書に記載されている納付日が納付期限になります。）

イ 上記アの後、売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書により令和8年3月19日（木）までに納付する方法。

9 契約に必要な費用

売買契約書に貼付する収入印紙（市保管用のもの（1部）。なお、市は印紙税法により非課税とされていますので、買受人保管用に印紙は貼付しません。）、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

10 所有権の移転等

所有権の移転等は次のとおりとします。

（1）売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとします。

（2）所有権の移転登記は、公簿面積によるものとし、買受人の名義へ移転登記します。売買代金完納後、買受人の請求により市が行います。

（3）売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

（4）所有権の移転登記は、物件の引渡しの後、買受人からの登記請求に基づき、市が行います（移転登記の名義は買受人です。途中で名義人を変更すること及び共有名義の場合に持ち分割合を変

更することは認められません。)

1.1 契約に当たって付す特約

売買契約に当たっては、(1)から(5)に掲げる事項を特約として付すこととします。

契約書に記載している条項となりますので25ページ以降の各契約書をご確認ください。

(1) 契約不適合責任

- ア 買受人は、契約締結後、売買物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- イ 買受人が消費者契約法第2条第1項に定める消費者に該当する場合、上記アの規定にかかわらず、種類又は品質が契約の内容に適合しないときは、修補の請求又は契約の解除をすることができる。
- ウ 前記イの修補の請求金額は売買代金を超えることはできない。
- エ 前記イの修補の請求は売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(2) 公序良俗に反する使用等の禁止

買受人は、契約の締結日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもののに供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(3) 風俗営業等の禁止

買受人は、契約の締結日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくはこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(4) 実地調査等

- ア 市は、上記(2)及び(3)に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買物件を実地に調査し、又は買受人から所要の報告を求めることができる。
- イ 買受人は、市から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を市に報告しなければならない。
- ウ 買受人は、正当な理由なく上記ア及びイに定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(5) 違約金

買受人は、上記(2)及び(3)に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の

30に相当する額を、上記（4）に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。

1.2 落札されなかった物件等

落札されなかった物件等については、原則として先着順による売払いを実施する予定です。

- （1）入札が無かった物件を先着順の随意契約により売却する場合は、最低売却価格により売却。
- （2）落札者が売買契約を締結しなかった物件を先着順の随意契約により売却する場合は、落札価格により売却。

詳細については資産経営部管財課のホームページ等でお知らせします。

なお、市の判断により、上記の先着順による売払いを実施せず、再度一般競争入札に付する場合があります。

1.3 その他注意事項

次の事項を了承の上、売買物件を買受けるものとします。

- （1）現物と公示数量が符号しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- （2）土地は、現状有姿での売払いとし、越境物、建物、工作物等（フェンス、擁壁、樹木、街灯など）を含めた引渡しとなります。

買受人は、売買物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとします。

- （3）電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸などの地下・地中・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切市は行いません。

越境物の処理については、買受人において対応してください（契約後に判明した場合も同様）。

また、ゴミ集積所などがある場合、これらの移動等についても買受人が設置者と話し合ってください。

- （4）売買物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、全て買受人において行ってください。

売買物件において、隣接土地所有者及び地域住民等との紛争等が生じた場合は、全て買受人において行っていただきます。

- （5）公有水面埋立地の物件は、海水中に多量に含まれる物質が基準超過で検出される可能性があります。また地震による液状化現象についても、埋立地ではない土地に比べ相対的にリスクが大きいものと考えられます。

- （6）地盤、地下埋設物、土壤等の調査は実施しておりませんので、事前に調査をされる方は、必ず所管課へご連絡の上、実施するようにしてください。

実施に係る費用等については、市は負担しません。

(7) 必ず現地及び関係規制等を確認してください。

また、千葉市ホームページに掲載している「ICT 防災マップ」、「千葉市地震・風水害ハザードマップ」も併せて確認してください。

(8) 放射線量の測定等の放射性物質に関する調査について、市は実施していません。

また、買受人が任意に実施する放射線量等の調査測定及び除染等の処置等の実施に係る費用等については、市は負担しません。

(9) 3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合は、原則として、土壤汚染対策法第4条による届出が必要になります。

(10) 物件調書に記載の事項以外にも規制、指導がなされる場合があります。

(11) 建物等を解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出が必要となるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられます。

(12) 入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用しその他の目的には使用しませんが、契約に付す特約事項の確認のため、千葉県警察本部へ情報提供する場合があります。

(13) 本書に定めのない事項は、全て地方自治法、同法施行令、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによって処理します。

参考法令

○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的・不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市（以下「本市」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(千葉県警察への照会)

第2条 市長は、千葉県警察（以下「県警」という。）以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、若しくは本市契約又は本市契約に関連する契約を締結し、又は締結しようとするものが別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったときは、「千葉市が締結する競争入札等における暴力団排除措置に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、県警に対して照会するものとする。

(入札からの排除)

第3条 市長は、本市契約のために一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされた者が契約締結までの間に、措置要件のいずれかに該当するもの（以下「措置要件該当者」という。）であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し又は指名の取消し、若しくは落札決定を取消すものとする。

- 2 前項の規定は、措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。
- 3 市長が第1項から前項までの規定により入札参加資格の取消し又は指名の取消し、若しくは落札決定の取消しを行なったときは、当該措置要件該当者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(指名停止等)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件該当者であると認められたときは、同表に定める期間、当該有資格業者に対し千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合について、当該有資格業者と同一期間指名停止を行うものとする。
- 3 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。
- 4 市長が指名停止を行ったときは、本市契約のために指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 第4条第1項及び第2項の規定による指名停止の期間中の有資格業者
- (2) 有資格業者以外のもので、措置要件該当者であると認められた者
- (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承諾しないものとする。

(各所属長への通知)

第7条 契約課長は、第4条第1項又は第2項の規定により指名停止を行い、若しくは同条第5項の規定により指名停止を解除したときは、各所属長に通知するものとする。また、有資格業者以外のものが、措置要件該当者であると認められたとき、又は当該措置要件該当者が措置要件に該当しなくなつたと認められたときは、各所属長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、本市契約の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、本市契約の受注業者の下請業者が、暴力団による工事又は業務の妨害若しくは不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、受注者（受注者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除し、指名停止措置要領に基づく措置を行うことができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められたとき。
- (2) 下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、発注者から、措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかつたとき。

(外郭団体等への協力要請)

第10条 市長は、第4条の規定により指名停止等を行ったとき、又は有資格業者以外のものが措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体（千葉市外郭団体指導要綱において別表に掲げる法人をいう。）及び指定管理者に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、県警及びその他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定については、この要綱の施行の日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。
- 2 千葉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年12月1日施行）は廃止する。

別表

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|------------------------------------|
| 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であるとき | 当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで |
| 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき | 当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで |
| 3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき | 当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで |
| 4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき | 当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで |
| 5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき | 当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで |

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- (1) キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- (2) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- (3) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- (4) まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- (5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

【記入例】

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

千葉市長

令和7年12月1日付けで公告された、一般競争入札応募要領の参加資格・条件・内容等及び現地の状況を承諾の上、次のとおり入札の参加を申込みます。

| |
|--------|
| 申込物件番号 |
| 1 |

| | | |
|--------------------------|--------------------------------|---|
| 住所又は所在地 | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 | 法人の場合は実印押印 個人の場合は本人署名(押印不要) |
| 電話番号 | 043（245）5111 | |
| フリガナ 氏名又は名称 (代表者名) | カンザイ 管財 株式会社 代表取締役 千葉 太郎 | 実印 |
| 担当者名 (部署・連絡先等) | 総務課 千葉 花子 | TEL:043（245）5098 Mail:(kanzai@chiba) |

- 【注意事項】
- 申込者の関係書類（法人の場合は『印鑑証明書』・『登記事項証明書』）を添付してください。（入札日の前3か月以内発行のもの）
 - 申込1物件につき、1枚の申込書が必要となります。

一般競争入札参加受付書

管財 株式会社

代表取締役 千葉 太郎 様

下記物件について、入札の参加申込を受付けました。

| |
|--------|
| 申込物件番号 |
| 1 |

千葉市財政局資産経営部管財課

確認印

- 【注意事項】
- 入札の受付は入札開始時間の15分前から行います。

- 代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

【記入例】

誓約書兼調査同意書

令和 年 月 日

千葉市長

| | | |
|--------------------------------|---------|---------------|
| 法人の場合は実印押印 個人の場合は本人署名(押印不要) | 住所又は所在地 | 千葉市中央区千葉港1番1号 |
| | 氏名又は名称 | 管財 株式会社 |
| | 代表者氏名 | 代表取締役 千葉 太郎 |
| | 担当者名 | 千葉 花子 |

実印

印

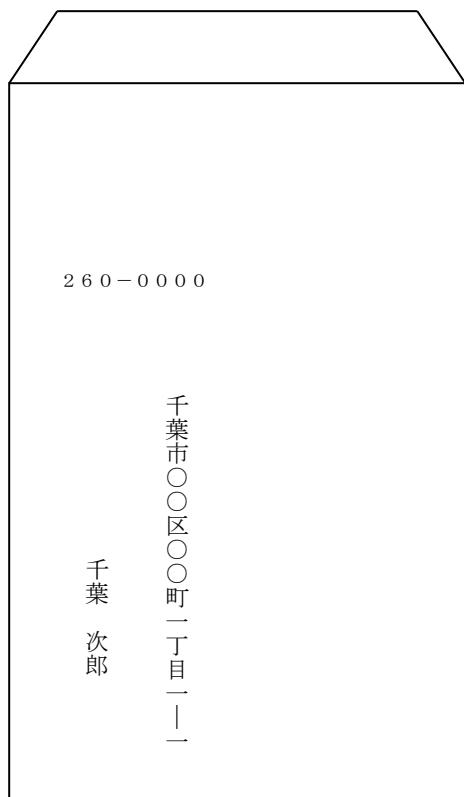
次に掲げる参加資格のいずれにも該当していること及び応募要領の全ての事項について了承していること並びに落札した場合には応募要領に記載した物件情報を了承したうえで契約することを誓約します。

また、参加資格に係る事実を確認するため市が調査を行うにあたり、必要な情報（個人情報を含む。）を市に提供すること、市に提供した情報及びこの誓約書兼調査同意書の写しを関係機関等へ提供することに同意します。

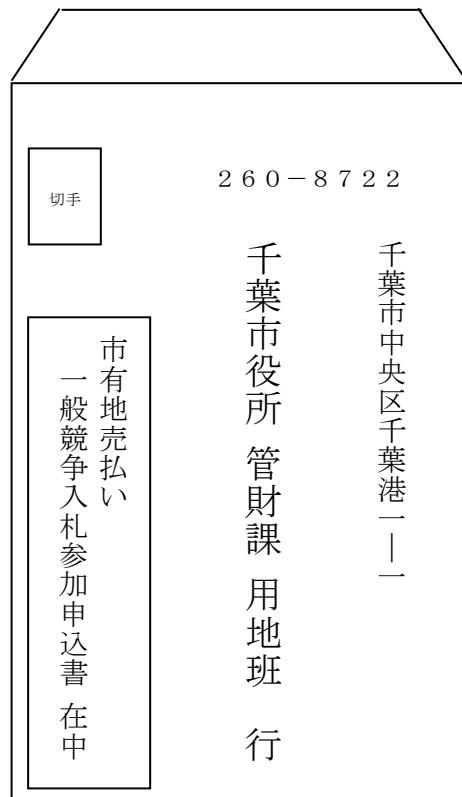
参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に関する措置要件に該当しない者
- ウ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反していない者
- エ 今般の入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っていないこと。
- オ 市から指名停止処分を受けていないこと。

【封筒記載例】



申込封筒 記入例 裏



申込封筒 記入例 表

郵送で申し込む場合の注意点

- 1 返信用封筒のサイズはA4書類が入る大きさとしてください。
- 2 「一般競争入札参加受付書」は、添付書類を確認後、申込書の『住所・氏名欄』に記載された住所へ簡易書留にて郵送しますので、「620円分の切手を貼り付けた返信用封筒」を同封してください。
※ 郵送料金が不足する場合は追加分切手のご用意をお願いする場合がありますので予めご了承ください。
- 3 令和8年1月22日（木）までの必着とします。
※ 郵便事情を十分考慮したうえで手続をしてください。
- 4 記入にあたっては、楷書で記入してください。
- 5 記入間違いや不備等がありますと、申込みが無効となる場合がありますので、提出の際には記載内容について再度ご確認ください。
- 6 郵送される場合は、必ず書留（簡易書留可）にてお送りください。

【記入例】

入札書

物件番号

1

下記のとおり、契約締結に関する法令及び千葉市契約規則等の定めるところに従い、入札いたします。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| 金額 | | 十億 | 一億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | |
| | ¥ | <input type="radio"/> | 円 |

※ 金額の訂正は失格理由となります。 「¥」マークを記入すること

令和 年 月 日

(入札者) 住所又は所在地

千葉市中央区千葉港1番1号

フリガナ
氏名又は名称

(代表者名) 代表取締役 千葉 太郎

カンザイ
管財 株式会社

実印

※法人の場合は実印押印
個人の場合は本人署名(押印不要)

※ 本人が入札する場合には不要です。

(代理人) 住 所 千葉市中央区千葉港2番1号

氏 名 千葉花子

印

- 注) • 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
• 代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入、押印(法人のみ)の上、
代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

【記入例】

委任状

令和 年 月 日

千葉市長

(応募者)

住所又は所在地 千葉市中央区千葉港1番1号

氏名又は名称
(代表者名)

管財株式会社
代表取締役 千葉太郎 実印

※法人の場合は実印押印
個人の場合は本人署名(押印不要)

私は、下記の者を代理人と定め、一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人)

住 所 千葉市中央区千葉港2番1号

氏 名 千葉花子

代理人使用印

千葉

委任事項

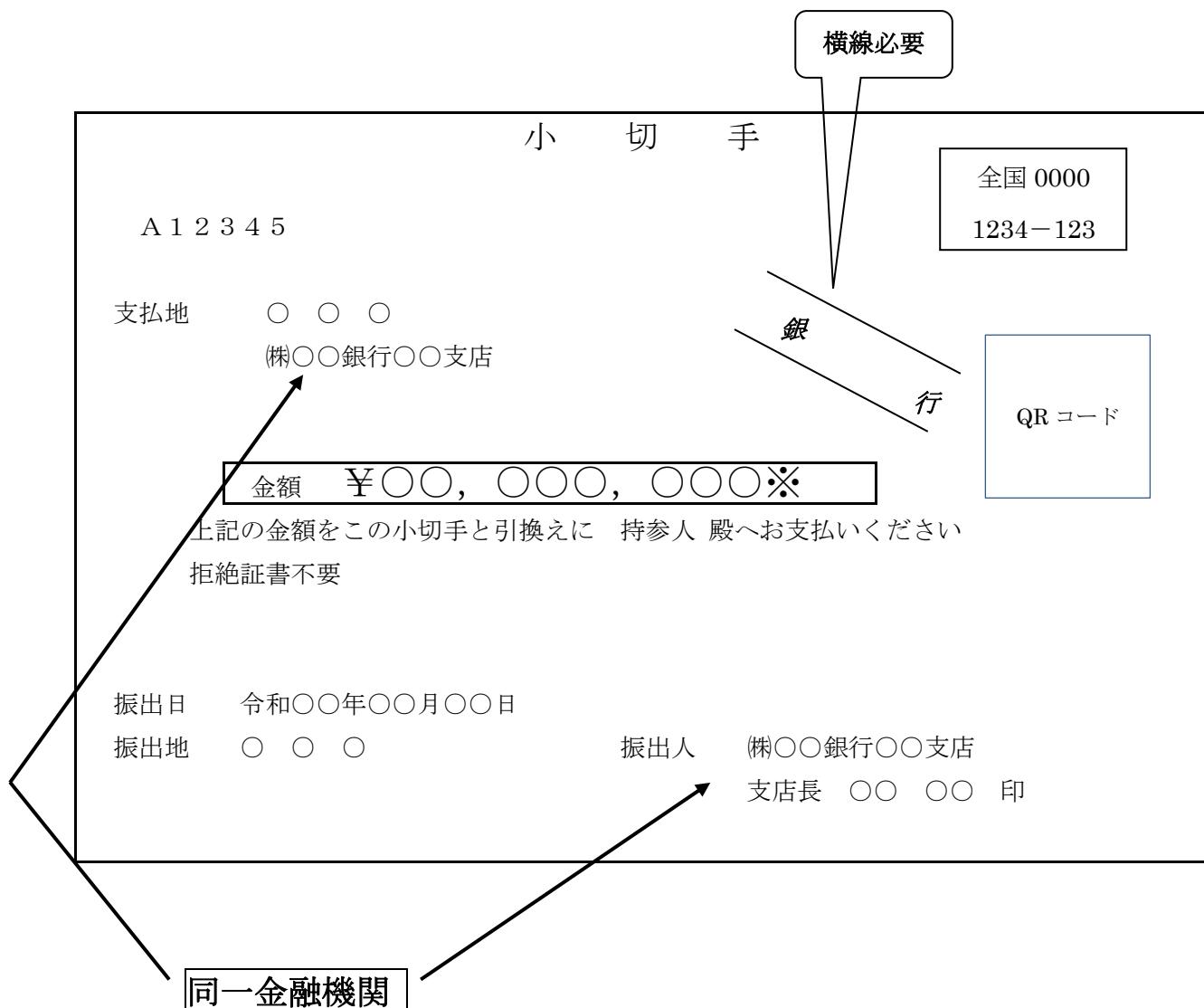
1 下記入札及び開札に関する一切の件。

| 物件番号 | 物 件 の 所 在 等 |
|------|---------------------------|
| 1 | 千葉市中央区亥鼻二丁目72番1、74番1、75番1 |

【注意事項】

- 申込者が法人の場合は、『印鑑証明書』（入札執行日の前3か月以内発行のもの（コピー可））を添付してください。
- 複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。
※入札では、この印鑑以外は使用できません。

【銀行振出小切手の見本】



『必要要件』

- ① 振出人、支払人とも同一金融機関である。
- ② 持参人払式である。
- ③ 入札当日の時点で振出日から5日以内である。

入札手続に必要なもの

下表を確認のうえ、不備等のないようお願いします。

| 参加形態 | | 個人 | | | | 法人 | | | |
|----------|--|------------|------|----------------------|------------------------------|------------------|------|-------------------------|------------------------------|
| | | 単独の場合 | | 共有の場合 | | 単独の場合 | | 共有の場合 | |
| 持 参 品 | 入札参加者 | 本 人 | 代理 人 | 共有者 全 員 | 代理 人 | 本 人 (代表 者) | 代理 人 | 共有者 全 員 (代表者) | 代理 人 |
| | | | | | | | | | |
| 入札事前申込み時 | 一般競争入札参加申込書 兼一般競争入札参加受付書 (1物件の申込につき1枚必要) (本人の実印を押印したもの) ^(※1) | ○ | | ○ 連名 | | ○ | | ○ 連名 | |
| | 誓約書兼調査同意書 (本人の実印を押印したもの) ^(※1) | ○ | | ○ 連名または 共有者全員分 | | ○ | | ○ 連名または 共有者全員分 | |
| | 登記事項証明書 (現在事項証明書) (入札執行日の前3か月以内発行のもの) | — | | — | | ○ | | ○ 共有者全員分 | |
| | 印鑑証明書 ^(※2) (入札執行日の前3か月以内発行のもの) | ○ 本人のもの | | ○ 共有者全員分 | | ○ 法人代表者のもの | | ○ 法人代表者のもの 共有者全員分 | |
| | 本人確認書類 ^(※3) | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 入札日 | 一般競争入札参加受付書 (入札申込み時に交付したもの) | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | 入札書 (本人の実印を押印したもの) ^(※1) | ○ | | ○ 連名 | | ○ | | ○ 連名 | |
| | 委任状 ^(※4) (本人の実印を押印したもの) ^(※1) (申込者(法人)の印鑑証明書添付(コピー可)) | — | ○ | — | ○ 連名 または 共有者 全員分 | — | ○ | — | ○ 連名 または 共有者 全員分 |
| | 銀行振出小切手(入札保証金) (22ページの必要要件を満たしたもの) (開札日時点で振出日から5日以内のもの) | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | ・印鑑(代理人がいる場合は 委任状使用印と 同一) ・収入印紙 200円分 ^(※5) ・筆記用具 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | ・入札保証金還付請求書 ・入札保証金領収書 | ○ | | ○ 連名 | | ○ | | ○ 連名 | |

(※1)個人の場合は本人の署名に代えることができます。

(※2)個人の場合で署名とした場合は不要

(※3)千葉市ホームページにて「本人確認書類の例」と検索し該当するもの

(※4)法人の代表権のない方や、個人で代理人が入札に参加される場合

(※5)公益法人と個人(商人以外)は不要

入札会場での手順

1 入札会場受付

(入札開始時間の15分前から)

- ・事前受付済みの「一般競争入札参加受付書」を提示してください。
- ・法人の代理人の方は、「委任状」(印鑑証明書添付(コピー可))を提出してください。

2 入札保証金の納付

- ・銀行振出小切手を提出してください。引換えに入札保証金領収書を発行します。

3 入札

- ・「入札書」に必要事項を記入し、法人の場合は記名・押印、個人の場合は本人署名の上、封筒に入れ所定の入札箱に投函してください。なお、入札書及び封筒については、事前に用意してください。

4 開札

- ・入札後直ちに開札し、金額を読みあげます。

5 落札者の決定

- ・入札された金額のうち、市が事前に定めた最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた方を落札者として決定します。

6 入札保証金の還付

- ・落札者以外の入札保証金は入札保証金還付請求書兼領収書と引換えにお返しします。

7 契約説明

- ・落札された方に契約手続、売買代金の納付、所有権移転登記などについて説明します。

市有財産（土地）売買契約書について

1 契約書様式について

売買代金の支払方法の違いにより、次の2通りの契約書があります。

（1）一括払い

市が発行する納入通知書により、市が指定した期限までに売買代金を全額納付する方法。（入札日に納入された入札保証金は売買代金に充当しますので、実際は売買代金と入札保証金の差額を請求します。）

25～28ページ

（2）契約保証金払い

市が発行する納入通知書により、市が指定した期限までに契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付し（入札日に納入された入札保証金は契約保証金に充当しますので、実際は、契約保証金と入札保証金の差額を請求します。）、残金を別途市が指定した期限までに納付する方法。

29～32ページ

【一括払い用】

取入
印紙
印

市有財産(土地)売買契約書

千葉市（以下「甲」という。）と
次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（以下「乙」という。）とは、

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件物件」という。）を乙に売り渡す。

| 所 在 | 地 番 | 公簿地目 | 地積（実測） |
|-----|-----|------|--------|
| | | | |

- 2 乙は、前項に定める地積（実測）をもって契約数量とすることを了承する。
 - 3 本契約における本件物件の種類及び品質は、甲が本契約締結前に開示した情報を含むものとする。
- （売買代金）
- 第3条 売買代金は、金 円とする。
- 2 前項の売買代金のうち金 円は入札保証金より充当するものとする。
 - 3 乙は、第1項の売買代金のうち入札保証金を除いた金 円を甲の発行する納入通知書により、本契約締結の日に千葉市指定（指定代理・収納代理）金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第4条 本件物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

- 2 乙は、登記嘱託請求書を甲に提出し、甲は前項により本件物件の所有権が移転した後、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託する。

3 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、全て乙の負担とする。

（本件物件の引渡し）

第5条 本件物件は、前条第1項に定める所有権が移転したとき、乙に対し現状のまま、引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第6条 本契約締結の時から本件物件の引渡しの時までにおいて、本件物件が、甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合で、本件物件の引渡しが不能となったときは、甲又は乙は、書面により相手方へ通知し、本契約を解除することができる。

- 2 本契約締結の時から本件物件の引渡しの時までにおいて、本件物件が、甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由によってき損した場合、乙は、売買代金の減額を請求することができない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、納付済みの金員を速やかに返還する。ただし、返還する金員には利息を付さない。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、引き渡された本件物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しな

いことを理由として、修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合で、乙に引き渡された本件物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合には、修補の請求又は契約の解除をすることができる。
- 3 前項の修補に要する費用が売買代金を超える場合、甲は、売買代金を超えて修補する責任を負わない。
- 4 第2項の修補の請求及び契約の解除は売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

（公序良俗に反する使用等及び風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、本契約の締結日から10年間、本件物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件物件の所有権を第三者に移転し、又は本件物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

- 2 乙は、本契約の締結日から10年間、本件物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくはこれらの用に供されることを知りながら、本件物件の所有権を第三者に移転し、又は本件物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、第8条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、本件物件を実地に調査し、又は乙から所要の報告を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、本件物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて本件物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額
- (2) 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額

- 2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第12条 甲は、前条に定める契約の解除がなされたときは、乙の支払った売買代金を返還する。ただし、返還する売買代金には利息を付さない。

- 2 甲は、売買代金に要した費用、本件物件に関し支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用は返還しない。

（原状回復義務等）

第13条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに本件物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、甲が本件物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、甲は現状のまま本件物件等を返還させることができる。この場合において、本件物件の全部又は一部を滅失又はき損したまま返還させるとときは、契約の解除時の時価による減損額を乙は甲に支払わなければならない。

3 乙は、前2項に定めるところにより本件物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本件物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害に相当する金額を請求できる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条の定めにより売買代金を返還する場合において、第10条に定める違約金又は第13条第2項に定める減損額若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。

(管轄裁判所)

第18条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 乙が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は

構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 甲は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 乙は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 乙の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 甲は、乙が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長　神谷俊一

乙

| |
|------|
| 物件番号 |
| |



市有財産(土地)売買契約書

千葉市（以下「甲」という。）と
条項により市有財産の売買契約を締結する。

（以下「乙」という。）とは、次の

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件物件」という。）を乙に売り渡す。

| 所 在 | 地 番 | 公簿地目 | 地積（実測） |
|-----|-----|------|--------|
| | | | |

2 乙は、前項に定める地積（実測）をもって契約数量とすることを了承する。

3 本契約における本件物件の種類及び品質は、甲が本契約締結前に開示した情報を含むものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金 円を甲の発行する納入通知書により、千葉市指定（指定代理・収納代理）金融機関に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には利息をつけない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 第1項の契約保証金は、乙の責に帰すべき事由により、この契約が解除されたときは、甲はその返還義務を負わない。

（代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金 を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに、千葉市指定（指定代理・収納代理）金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第6条 本件物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 乙は、登記嘱託請求書を甲に提出し、甲は前項により本件物件の所有権が移転した後、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託する。

3 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、全て乙の負担とする。

（本件物件の引渡し）

第7条 本件物件は、前条第1項に定める所有権が移転したとき、乙に対し現状のまま、引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第8条 本契約締結の時から本件物件の引渡しの時までにおいて、本件物件が、甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合で、本件物件の引渡しが不能となったときは、甲又は乙は、書面により相手方へ通知し、本契約を解除することがで

きる。

- 2 本契約締結の時から本件物件の引渡しの時までにおいて、本件物件が、甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由によってき損した場合、乙は、売買代金の減額を請求することができない。
- 3 本契約締結の時から本件物件の引渡しの時までにおいて、本件物件が、甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由によってき損した場合で、本件物件の引渡し前に、修補することにより本契約締結時の現況有姿と同等の状態での引渡しが可能であるときは、甲は、本件物件を修補して乙に引き渡すことができる。
- 4 第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、納付済みの金員を速やかに返還する。ただし、返還する金員には利息を付さない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された本件物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

- 2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合で、乙に引き渡された本件物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合には、修補の請求又は契約の解除をすることができる。
- 3 前項の修補に要する費用が売買代金を超える場合、甲は、売買代金を超えて修補する責任を負わない。
- 4 第2項の修補の請求及び契約の解除は売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(公序良俗に反する使用等及び風俗営業等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結日から10年間、本件物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件物件の所有権を第三者に移転し、又は本件物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

- 2 乙は、本契約の締結日から10年間、本件物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくはこれらの用に供されることを知りながら、本件物件の所有権を第三者に移転し、又は本件物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、本件物件を実地に調査し、又は乙から所要の報告を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、本件物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて本件物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額
- (2) 第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額

- 2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

- 第 14 条 甲は、前条に定める契約の解除がなされたときは、乙の支払った売買代金を返還する。ただし、返還する売買代金には利息を付さない。
- 2 甲は、売買代金に要した費用、本件物件に関し支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用は返還しない。

(原状回復義務等)

- 第 15 条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに本件物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、甲が本件物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、甲は現状のまま本件物件等を返還させることができる。この場合において、本件物件の全部又は一部を滅失又はき損したまま返還させるときは、契約の解除時の時価による減損額を乙は甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前 2 項に定めるところにより本件物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本件物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害に相当する金額を請求できる。

(返還金の相殺)

- 第 17 条 甲は、第 14 条の定めにより売買代金を返還する場合において、第 12 条に定める違約金又は第 15 条第 2 項に定める減損額若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

- 第 18 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

- 第 19 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。

(管轄裁判所)

- 第 20 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

- 第 1 条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

- 第 2 条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたると

きは、全ての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が前条第1項各号に該当するとき。
 - (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 乙が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 甲は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 乙は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 乙の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 甲は、乙が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自の1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙

| |
|------|
| 物件番号 |
| |

物 件 調 書

物件調書（明細図を含む。以下「本調書」という。）は、入札参加者が物件の概要を把握するために、限られた資料を用いて作成したものです。については、実際の状況や法令の制限と異なる場合がありますが、本調書を含む応募要領の記載事項と現物が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできませんので、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

また、下記の説明事項や応募要領の全ての頁をよく読んで、諸条件についての確認を行ってください。

物件調書の補足説明事項

1 現状有姿（あるがままのすがた）の引渡し

本調書記載の有無に関わらず、越境物、工作物等を含めて現状有姿（あるがままのすがた）にて物件を引き渡します。なお、市有地売払いの看板については、市で撤去します。

2 調査の未実施

本調書に記載のある場合を除いて、売払いに際して「地盤」「地下埋設物」「土壤汚染」「給排水施設」「残置物の所有権」等の調査は実施しておりません。入札参加者において調査の実施を希望される場合は、事前に各物件の所管課担当者に連絡してください。

3 法令等に基づく制限

(1) 「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。

(例えは建築物等により「千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」若しくは「千葉市ワンルームマンション建築指導要綱」またはその両方、並びに記載以外の都市計画法、建築基準法等の各法令及び条例等により、規制や指導がなされる場合もあるため、入札参加者ご自身において関係当局に確認してください。)

(2) 「建ぺい率」「容積率」欄に記載した数値は指定建ぺい率等です。基準建ぺい率等については千葉市建築情報相談課に確認してください。また、地区計画等による制限がある場合は、小さい方の数値により制限を受けます。

4 供給処理施設

対象不動産が接面している道路前面に使用可能な配線及び公設の配管がある場合に「有」と記載しています。また、明細図においては視認できたものに限って表示していますので、それ以外のものが地中等に埋設されている可能性があります。

使用可否、引込み状況、施設整備の特別負担等の調査は実施しておりませんので、事業所等に直接確認してください。

5 道路幅員について

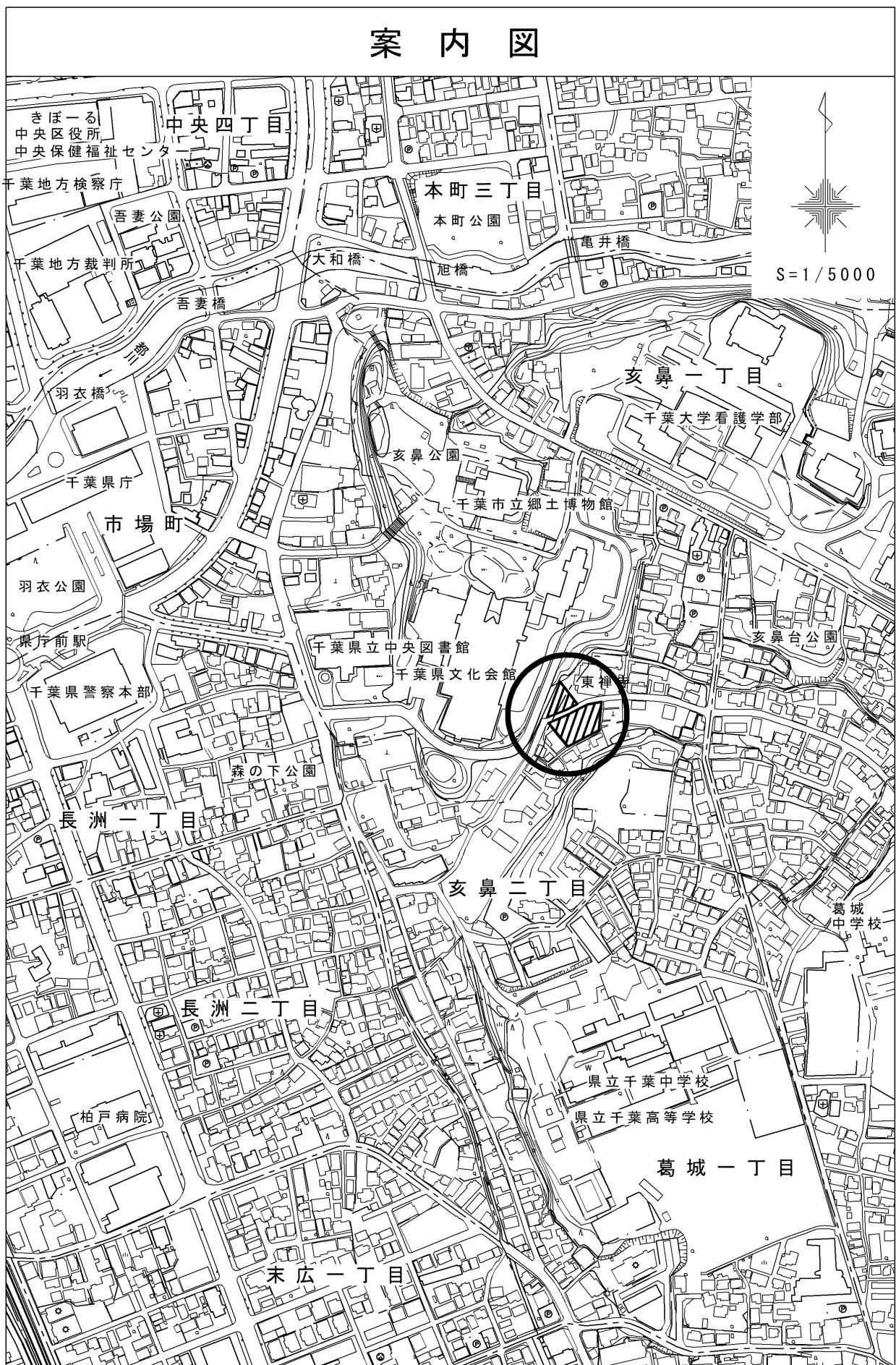
本調書に記載の道路幅員については道路管理者に確認してください。

6 明細図について

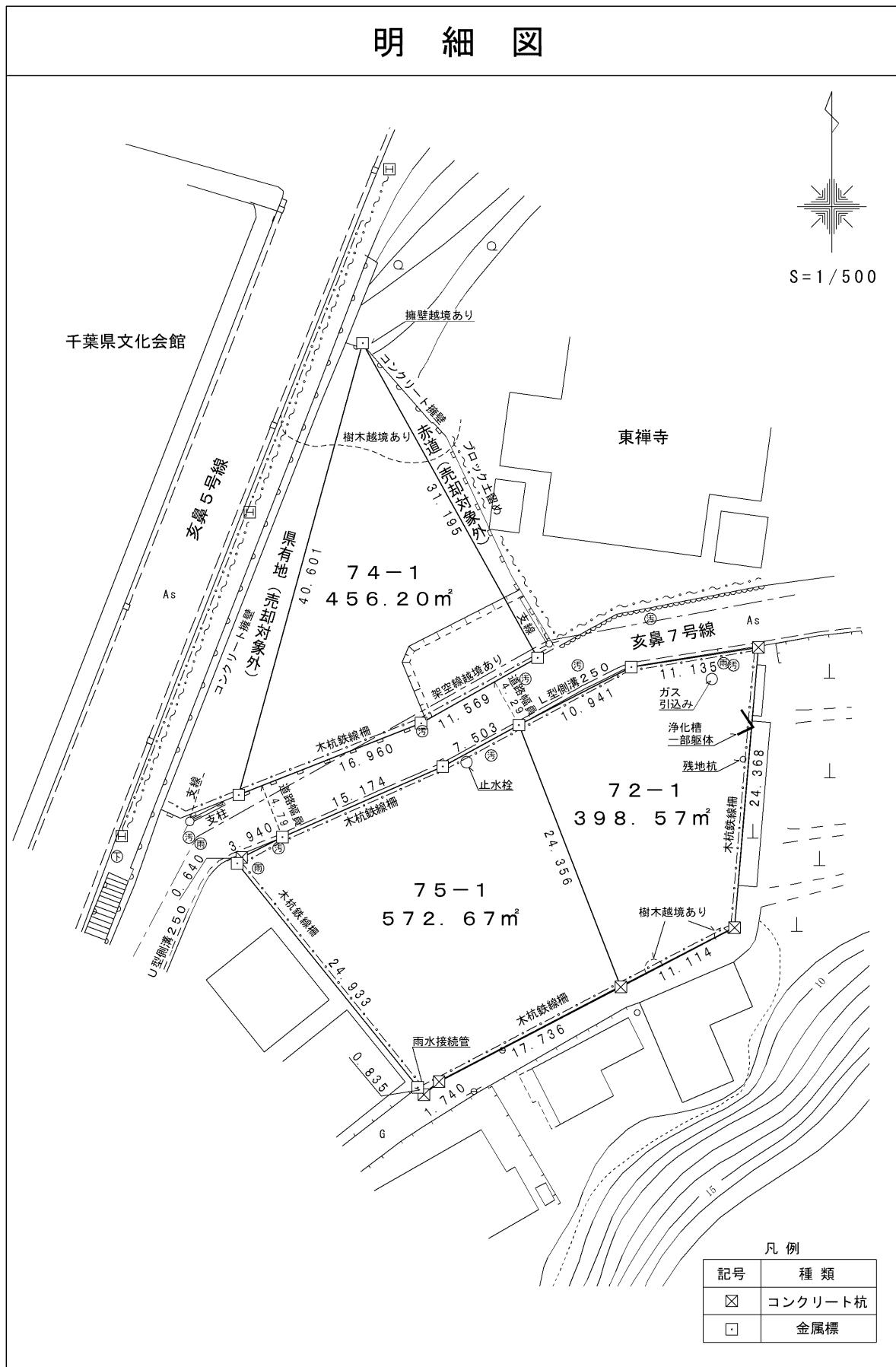
明細図は、視認により確認できた状況のみを記載しています。については、工作物（供給処理施設を含む。）、立木、越境の状況等について現況と異なる場合があります。

| 物件番号 1 | | | | | |
|----------------------|---|--|--|-----------------------|---|
| 所在 地 番 | 千葉市中央区亥鼻二丁目 72 番 1、74 番 1、75 番 1 | | | | |
| 現 沢 地 目 及 び 面 積 等 | 現況地目 | 宅地 | | | |
| | 実測数量 | 1,427.44 m ² | | | |
| 登記事項 | 地番 | 72 番 1 | 74 番 1 | 75 番 1 | |
| | 地目 | 宅地 | 学校敷地 | 宅地 | |
| | 数量 | 398.57 m ² | 456 m ² | 572.67 m ² | |
| 接面道路 の状況 | <p>画地①【72 番 1、75 番 1】 北西側 幅員約 4m～約 5m の舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号） 東側 幅員約 1.8m の未舗装私道（建築基準法第 42 条第 2 項） 南東側 幅員約 1.8m の未舗装私道（建築基準法第 42 条第 2 項）</p> <p>画地②【74 番 1】 南東側 幅員約 4m～約 5m の舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号） 北東側 幅員約 1.8m の未舗装赤道（道路扱い無し）</p> | | | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 市街化区域 | | | |
| | | 用途 地域 | 第 1 種中高層住居専用地域 | | |
| | | 地域・地区 | 第 1 種高度地区（20m） | | |
| | | 建 蔽 率 | 60% | | |
| | | 容 積 率 | 200% | | |
| | | 高 度 制 限 | 日影規制（一） 3 時間・2 時間 | | |
| | | 防 火 指 定 | なし | | |
| | その他制限 の一部例示 | <ul style="list-style-type: none"> 千葉市宅地開発指導要綱 都市計画法に基づく開発行為の許可申請 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の許可申請 建築基準法第 22 条区域 土砂災害警戒区域（画地①の南東側の一部及び画地②の北西側の一部） 埋蔵文化財包蔵地（猪鼻城跡） | | | |
| 私道の負担等 | | 私道負担 | 無 | 負担の内容 | |
| | | 道路後退 | 有 | 負担の内容 | 画地①の東側及び南東側私道沿いにおいてセットバックが必要 |
| 供給処理施設 | | 供給処理施設 | 接面道路の配管等 | | 引込み等についての問合せ先（電話番号） |
| | | 電気 | 有 | | 東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター 0120-995-001 |
| | | 公営水道 | 有 | | 千葉県企業局千葉水道事務所 043-264-1114 |
| | | 公共下水道 | 有 | | 千葉市下水道維持課 043-245-5448 |
| | | 都市ガス | 有 | | 東京ガス株式会社本管埋設状況確認センター 03-5322-8910 |
| 交通機関 | | 鉄道等 | JR 外房線「本千葉」駅から東方道路距離約 850m（直線距離約 650m） JR 総武線「千葉」駅から南東方道路距離約 2.2km（直線距離約 1.6km） 京成バス「郷土博物館・千葉県文化会館」バス停から南方道路距離約 250m | | |
| 参考事項 | <p>*33 ページ及び 36 ページの記載内容を事前に確認した上で、現地の確認や各種調査は入札参加者が自らの責任で行うこと。</p> <p>※画地①について</p> <ol style="list-style-type: none"> 東側に墓地がある。 南東側部分において隣地（私道部分）の樹木の枝葉が一部越境している。 北西側市道沿いを除く敷地外周部にコンクリートブロックが残置されているほか、敷地内には公共樹及び浄化槽の一部躯体並びに杭が残置されている。 <p>※画地②について</p> <ol style="list-style-type: none"> 北端部においては擁壁（千葉県所有で越境）及び法地となっている部分がある。 当該土地と北西方の擁壁（市道亥鼻 5 号線の道路区域で道路事業によるもの）との間には千葉県所有の土地（28 番 2 の一部）がある。 前記 2 つの擁壁についてはそれぞれ千葉県建築基準法施行条例第 4 条（掛け条例）の適用を受ける。 北端部分において隣地の樹木の枝葉が越境している。 県有地、赤道を合わせて一体の防草シートで覆われている。 <p>現況については明細図（36 ページ）を参照のこと</p> | | | | |

案 内 図

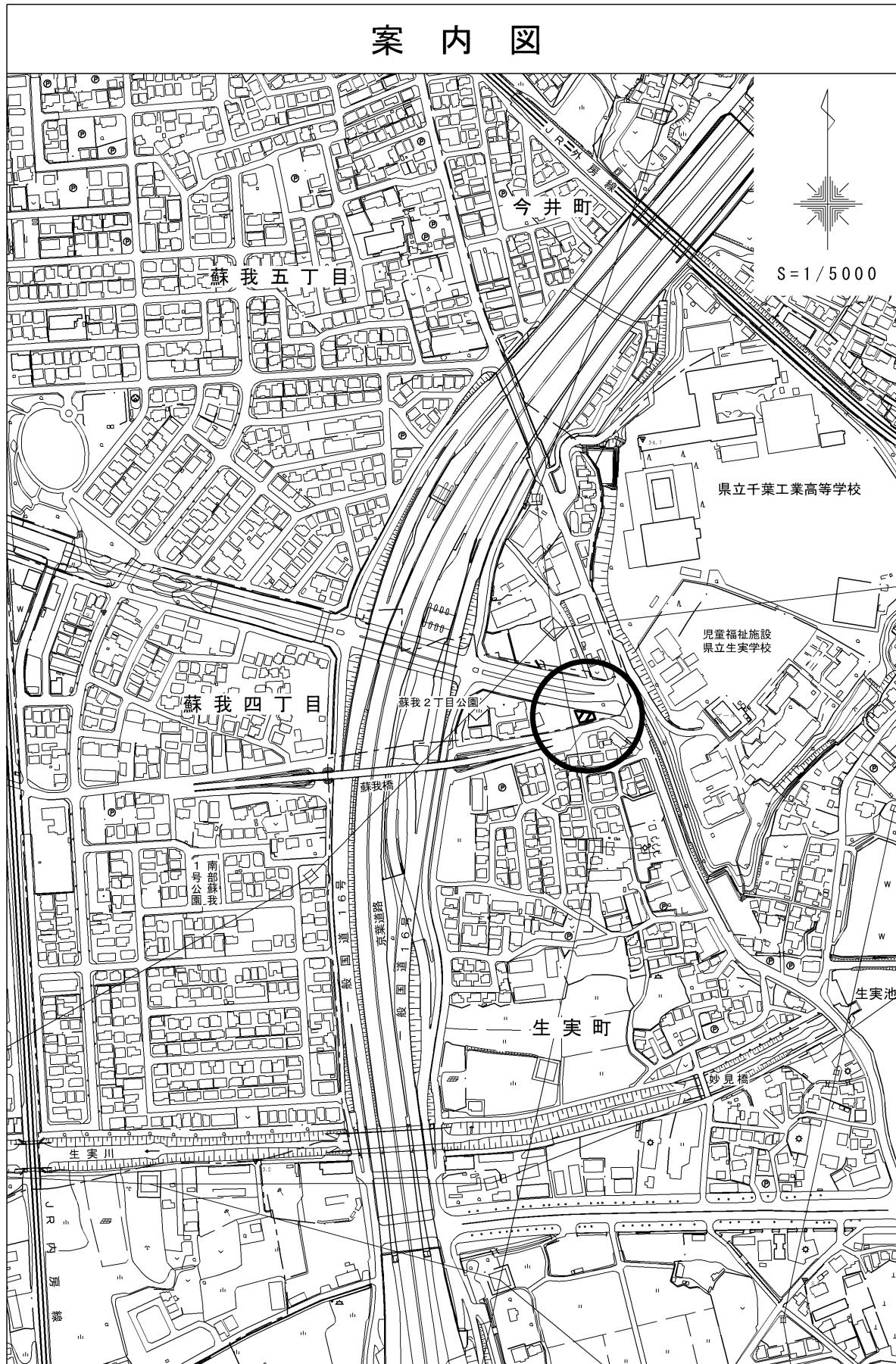


明細図



— 余 白 —

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|-----------------------------------|-------|---|--|--|--|--|--|--|
| 所在地番 | | 中央区蘇我四丁目 657 番 13 | | | | | | | | | |
| 現況地目 及び面積等 | | 雑種地 | | | | | | | | | |
| 登記事項 | 地番 | 657 番 13 | | | | | | | | | |
| | 地目 | 田 | | | | | | | | | |
| | 数量 | 70 m ² | | | | | | | | | |
| 接面道路 の状況 | | 北側：接道なし（防音壁により道路に通じる有効な通路が設けられていないため。） 南側：建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 | | | | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 市街化区域 | | | | | | | | | |
| | | 用途地域 | 第一種低層住居専用地域 | | | | | | | | |
| | | 地域・地区 | 都市計画法第 53 条の制限区域（南部土地区画整理事業（未施行）） | | | | | | | | |
| | | 建蔽率 | 50% | | | | | | | | |
| | | 容積率 | 100% | | | | | | | | |
| | | 高度制限 | 日影規制（二）4 h ~ 2.5 h | | | | | | | | |
| | その他制限 の一部例示 | 防火指定 | なし | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 22 条区域 ・居住促進区域区域内 ・絶対高さ 10m ・千葉市宅地開発指導要綱 ・都市計画法に基づく開発行為の許可申請 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の許可申請 | | | | | | | | | |
| 私道の負担等 | | 私道負担 | 無 | 負担の内容 | | | | | | | |
| | | 道路後退 | 無 | 負担の内容 | | | | | | | |
| 供給処理施設 | | 供給処理施設 | 接面道路の配管等 | | 引込み等についての問合せ先（電話番号） | | | | | | |
| | | 電気 | 有 | | 東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター 0120-995-001 | | | | | | |
| | | 公営水道 | 有 | | 千葉県企業局千葉水道事務所 043-264-1114 | | | | | | |
| | | 公共下水道 | 有 | | 千葉市下水道維持課 043-245-5448 | | | | | | |
| | | 都市ガス | 無 | | 東京ガス株式会社本管理設状況確認センター 03-5322-8910 | | | | | | |
| 交通機関 | | 鉄道等 | JR 外房線「蘇我」駅より 1,800 m（道路距離） | | | | | | | | |
| 参考事項 | <p>*33 ページ及び 40 ページの記載内容を事前に確認した上で、現地の確認や各種調査は入札参加者が自らの責任で行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北側道路と対象地との間に、緑地帯・歩道・防音壁が存し、現状では北側道路からの出入り不可。 2. 敷地内に電柱及び 6,600V/200V/100V の高圧線及び電線あり（離隔距離 80 cm）。 3. 歩道の一部がゴミステーションとなっており、現状では歩道を介しての隣接地への通行不可。 4. 南側の接道部分は水路用地であることから、進入路を設けるにあたり、千葉市下水道維持課に占用許可申請が必要。 5. 千葉市農業委員会事務局からの買受適格証明の交付を受けていること。 6. 現況については明細図（40 ページ）を参照のこと。 | | | | | | | | | | |



明 細 図

S = 1 / 250

蘇我町98号線

As

Site plan of the 657-13 area, 70.59 m², showing the 43rd Street connection and various infrastructure details:

- Dimensions:** 3.573, 10.133, 3.204, 11.832, 6.46, 6.35, 8.656, 3.00.
- Labels:** (駐), 防音壁, 看板, 車止め, ガードレール, ガードパイプ, ブロック土留め, フェンス, フロッピング工留め, 支線, 電柱あり, ゴミ置場, 水路, 蘇我町43号線, U型側溝3.00, 支線, Co, 汚, 雨.
- Notes:** 657-13, 70.59 m².

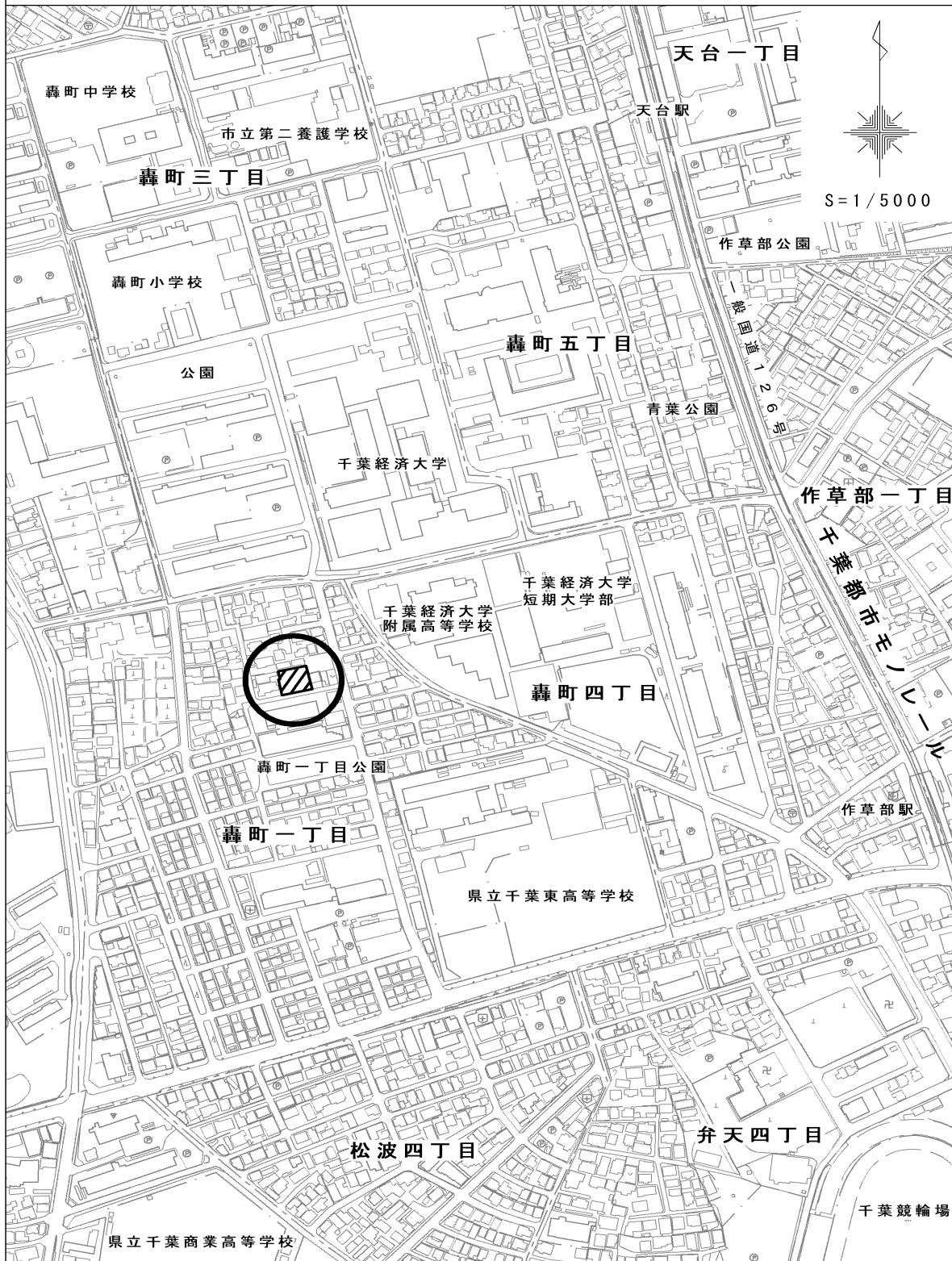
凡 例

| ル 例 | |
|-----|---------|
| 記号 | 種 類 |
| ☒ | コンクリート杭 |
| ◐ | 金属標 |

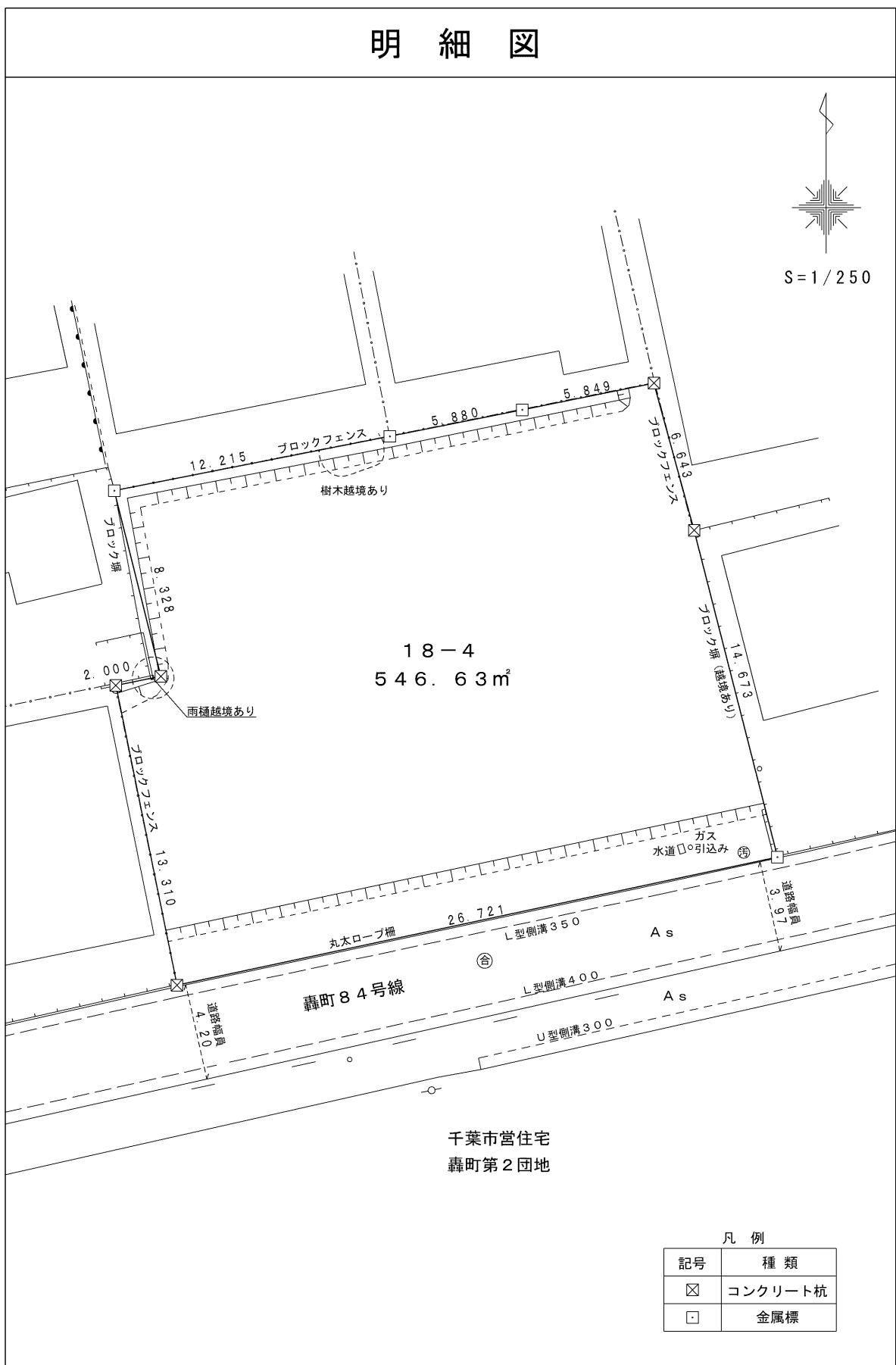
— 余 白 —

| | | 物件番号 3 | | | | | |
|----------------------|--|---|--------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 所在 地 番 | 千葉市稻毛区轟町一丁目 18 番 4 | | | | | | |
| 現 態 地 目 及 び 面 積 等 | 宅地 | | | | | | |
| | 546.63 | | | | | | |
| 登記事項 | 地番 | 18 番 4 | | | | | |
| | 地目 | 宅地 | | | | | |
| | 数量 | 546.63 m ² | | | | | |
| 接面道路 の状況 | 南側：建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 (幅員が 4m に満たない部分は建築基準法第 42 条 2 項道路) | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 市街化区域 | | | | | |
| | | 用途 地 域 | 第 1 種住居地域 | | | | |
| | | 地 域 ・ 地 区 | なし | | | | |
| | | 建 蔽 率 | 60% | | | | |
| | | 容 積 率 | 200% | | | | |
| | | 高 度 制 限 | 第 1 種高度地区 (20m) 日影規制 (一) | | | | |
| | | 防 火 指 定 | なし | | | | |
| | その他制限 の一部例示 | <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 22 条区域 千葉市宅地開発指導要綱 都市計画法に基づく開発行為の許可申請 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の許可申請 | | | | | |
| 私道の負担等 | 私道負担 | 無 | 負担の内容 | | | | |
| | 道路後退 | 有 | 負担の内容 | 幅員が 4m に満たない部分 | | | |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | 接面道路の配管等 | | 引込み等についての問合せ先 (電話番号) | | | |
| | 公営水道 | 有 | | 千葉県企業局千葉水道事務所 (043-264-1114) | | | |
| | 公共下水道 | 有 | | 千葉市下水道維持課 (043-245-5448) | | | |
| | 都市ガス | 有 | | 東京ガス㈱本管理設状況確認センター (03-5322-8910) | | | |
| 交通機関 | 鉄道等 | JR 総武線「西千葉」駅から北東方へ道路距離で約 930m | | | | | |
| 参考事項 | <p>*33 ページ及び 44 ページの記載内容を事前に確認した上で、現地の確認や各種調査は入札参加者が自らの責任で行うこと。</p> <p>1. 東側のブロック塀の越境がある。 2. 北側の民家の雨どい、樹木が越境している。 3. 道路幅員が実測で 4m ない部分がある。 4. 現況については明細図 (44 ページ) を参照のこと</p> | | | | | | |

案 内 図



明細図

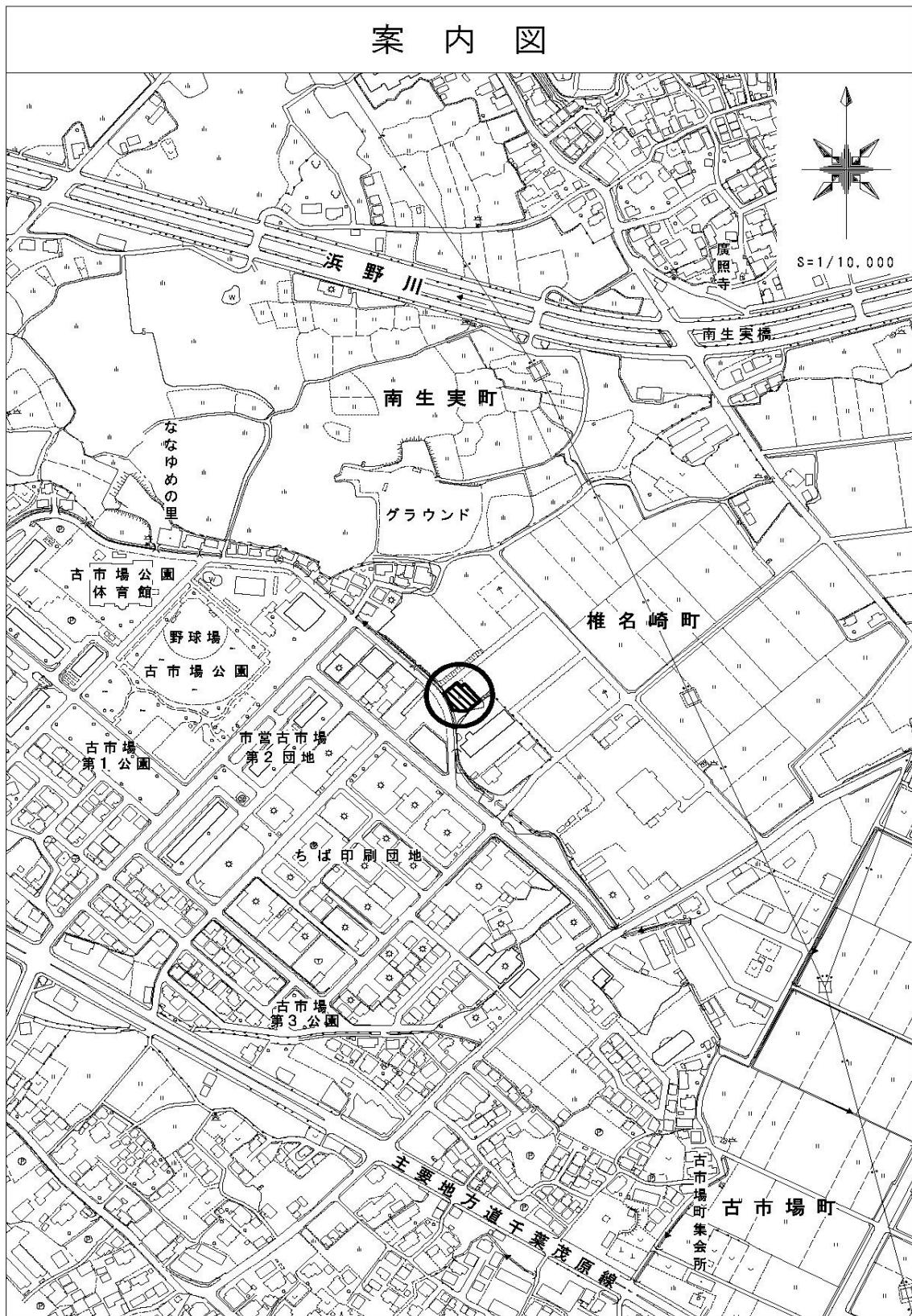


凡例

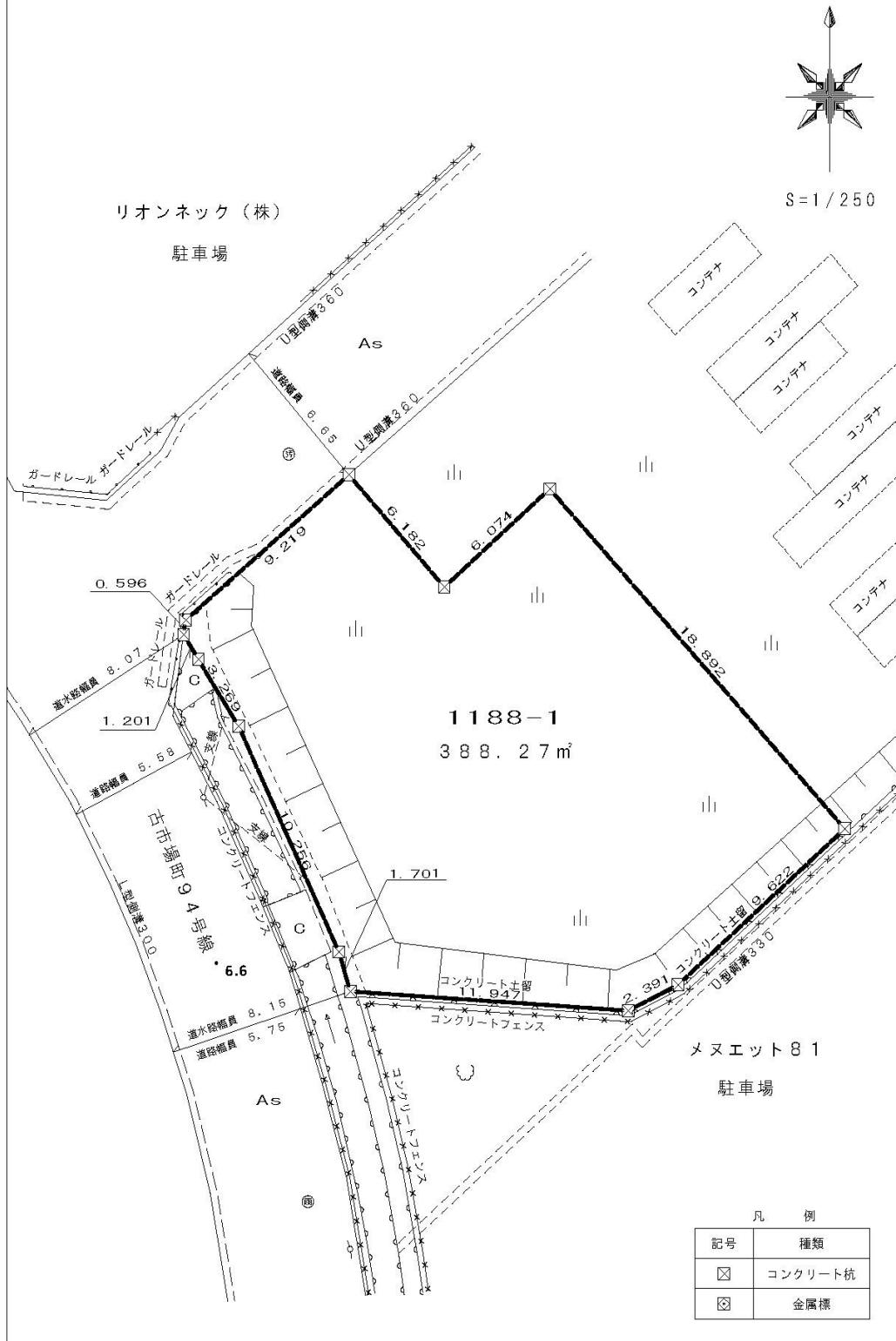
| 記号 | 種類 |
|----|---------|
| ☒ | コンクリート杭 |
| □ | 金属標 |

— 余 白 —

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|---|--|-------|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 所在 地 番 | | 千葉市緑区椎名崎町 1188 番 1 | | | | | | | | | |
| 現 態 地 目 及 び 面 積 等 | | 宅地 | | | | | | | | | |
| | | 388.27 m ² | | | | | | | | | |
| 登記事項 | 地番 | 1188 番 1 | | | | | | | | | |
| | 地目 | 田 | | | | | | | | | |
| | 数量 | 388 m ² | | | | | | | | | |
| 接面道路 の状況 | | 北西側：舗装道路 幅員約 6m (建築基準法上の道路ではない) 南西側：舗装市道 古市場町 94 号線幅員約 5.9 m (建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号) に約 2m の水路を介して接面 | | | | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 市街化区域 | | | | | | | | | |
| | | 用途 地 域 | 準工業地域 | | | | | | | | |
| | | 地 域 ・ 地 区 | なし | | | | | | | | |
| | | 建 蔽 率 | 60% | | | | | | | | |
| | | 容 積 率 | 200% | | | | | | | | |
| | | 高 度 制 限 | なし | | | | | | | | |
| | その他制限 の一部例示 | | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 22 条区域 ・千葉市宅地開発指導要綱 ・都市計画法に基づく開発行為の許可申請 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の許可申請 | | | | | | | | |
| 私道の負担等 | | 私道負担 | 無 | 負担の内容 | | | | | | | |
| | | 道路後退 | 無 | 負担の内容 | | | | | | | |
| 供給処理施設 | | 供給処理施設 | 接面道路の配管等 | | 引込み等についての問合せ先 (電話番号) | | | | | | |
| | | 公営水道 | 無 | | 千葉県企業局千葉水道事務所 (043-264-1114) | | | | | | |
| | | 公共下水道 | 有 | | 千葉市下水道維持課 (043-245-5448) | | | | | | |
| | | 都市ガス | 無 | | 東京ガス㈱本管理設状況確認センター(03-5322-8910) | | | | | | |
| 交通機関 | | 鉄道等 | <ul style="list-style-type: none"> ・京成千原線「おゆみ野」駅西方約 1.8 km (道路距離) ・JR 外房線「浜野」駅東方約 1.9 km (道路距離) ・小湊鐵道バス「椎名崎新田」西方約 600m (道路距離) | | | | | | | | |
| 参考事項 | <p>*33 ページ及び 48 ページの記載内容を事前に確認した上で、現地の確認や各種調査は入札参加者が自らの責任で行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象不動産の北西側の道路は建築基準法上の道路ではないため、建物を建築する際には建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定申請等を行う必要があり、詳細については下記窓口に確認する必要有。 (千葉市建築情報相談課) 南西側の市道との間に水路があるため直接接面していない。当該水路の占用使用許可について現状では対象不動産は北西側の道路からの敷地への立ち入りが可能である等から原則的に占用等を許可しないとのことである。詳細については下記窓口に確認する必要有。 (千葉市下水道維持課) 対象不動産は公営水道が無いが、対象不動産の南側のマンションメヌエット 81 前面の古市場町 94 号線までは上水道の本管が施設されている。対象不動産に上水道を引き込むためには対象不動産まで約 40m 程度本管を延長する等の工事が必要である。 千葉市農業委員会事務局からの買受適格証明の交付を受けていること。 現況については明細図 (48 ページ) を参照のこと なお、案内図及び明細図は令和 5 年 10・11 月に作成されたものである。現況と概ね相違はないが、必ず現地を確認すること | | | | | | | | | | |



明 細 図



入札関係書類

一般競争入札参加申込書

千葉市長

令和 年 月 日

令和7年12月1日付けで公告された、市有地売払い応募要領の参加資格・条件・内容等および現地の状況を承諾の上、次のとおり入札の参加を申込みます。

| |
|--------|
| 申込物件番号 |
| |

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 住所又は所在地 | 〒 一 |
| 電話番号 | () |
| フリガナ 氏名又は名称 (代表者名) | 実印 |
| 担当者名 (部署・連絡先等) | TEL: () Mail: () |

- 【注意事項】
- 申込者の関係書類（法人の場合は『印鑑証明書』・『登記事項証明書』）を添付してください。（入札日の前3か月以内発行のもの）
 - 申込1物件につき、1枚の申込書が必要となります。

----- (切り取り線) -----

一般競争入札参加受付書

様

下記物件について、入札の参加申込を受付けました。

| |
|--------|
| 申込物件番号 |
| |

千葉市財政局資産経営部管財課

確認印

- 【注意事項】
- 入札の受付は入札開始時間の15分前から行います。

- 代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

誓約書兼調査同意書

令和 年 月 日

千葉市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者 氏名

実印

担当者名

印

次に掲げる参加資格のいずれにも該当していること及び応募要領の全ての事項について了承していること並びに落札した場合には応募要領に記載した物件情報を了承したうえで契約することを誓約します。

また、参加資格に係る事実を確認するため市が調査を行うにあたり、必要な情報（個人情報を含む。）を市に提供すること、市に提供した情報及びこの誓約書兼調査同意書の写しを関係機関等へ提供することに同意します。

参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に関する措置要件に該当しない者
- ウ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反していない者
- エ 今般の入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っていないこと。
- オ 市から指名停止処分を受けていないこと。

入札書

物件番号

下記のとおり、契約締結に関する法令及び千葉市契約規則等の定めるところに従い、入札いたします。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|--|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | 十億 | 一億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | 円 |
|----|--|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|

※ 金額の訂正は失格理由となります。

令和 年 月 日

(入札者) 住所又は所在地

フ リ ガ ナ
氏名又は名称

(代表者名) _____ 実印

※法人の場合は実印押印
個人の場合は本人署名(押印不要)

※本人が入札する場合には不要です。



(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

- 注) ・金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に￥をつけること。
・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入、押印(法人のみ)の上、
代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

委任状

令和 年 月 日

千葉市長 神谷俊一様

(応募者)

住所又は所在地 _____

氏名又は名称

(代表者名) _____ 実印

※法人の場合は実印押印

個人の場合は本人署名(押印不要)

私は、下記の者を代理人と定め、一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

代理人使用印

委任事項

1 下記入札及び開札に関する一切の件。

| 物件番号 | 物 件 の 所 在 等 |
|------|-------------|
| | |

【注意事項】

- 申込者が法人の場合は、『印鑑証明書』（入札執行日の前3か月以内発行のもの（コピー可））を添付してください。
 - 複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
 - 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。
- ※入札では、この印鑑以外は使用できません。

事前申込み受付場所 (市役所高層棟6階 管財課)

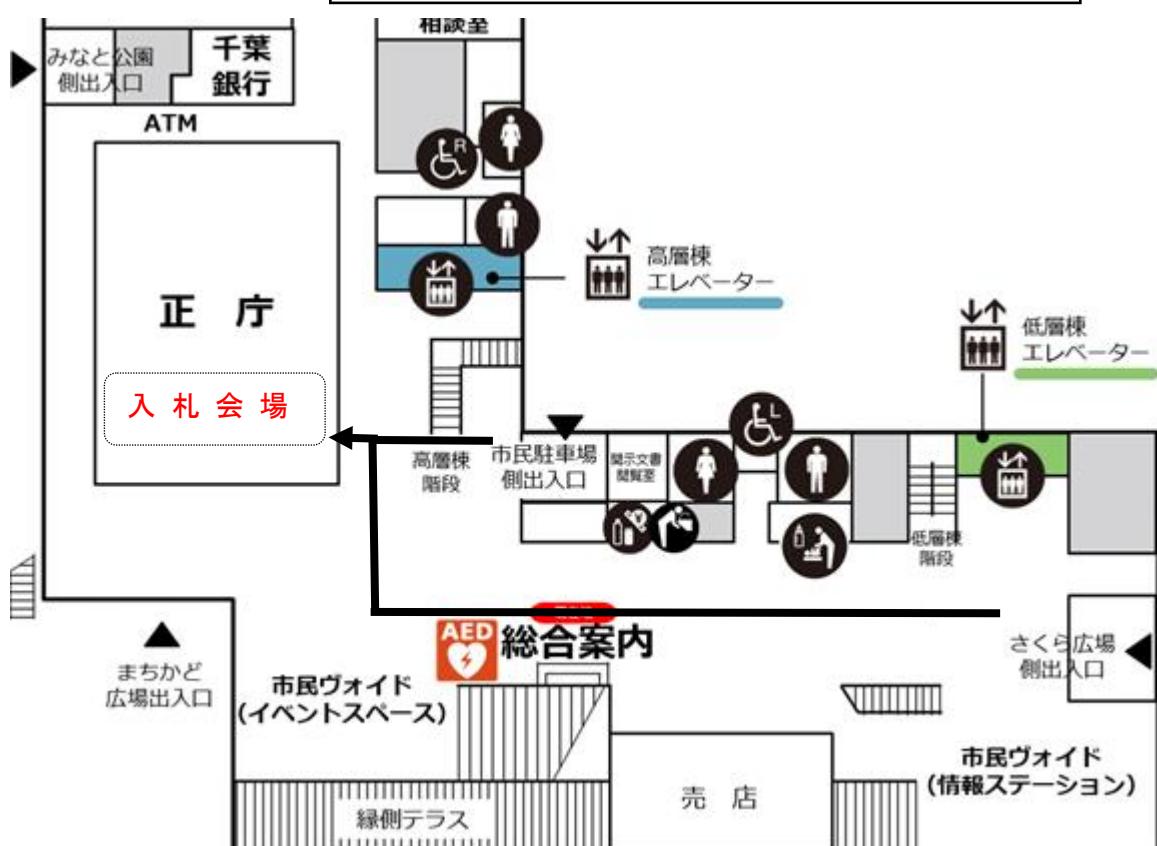
*高層棟のエレベーターでお越しください

* 6階カウンターCの備え付けの電話で

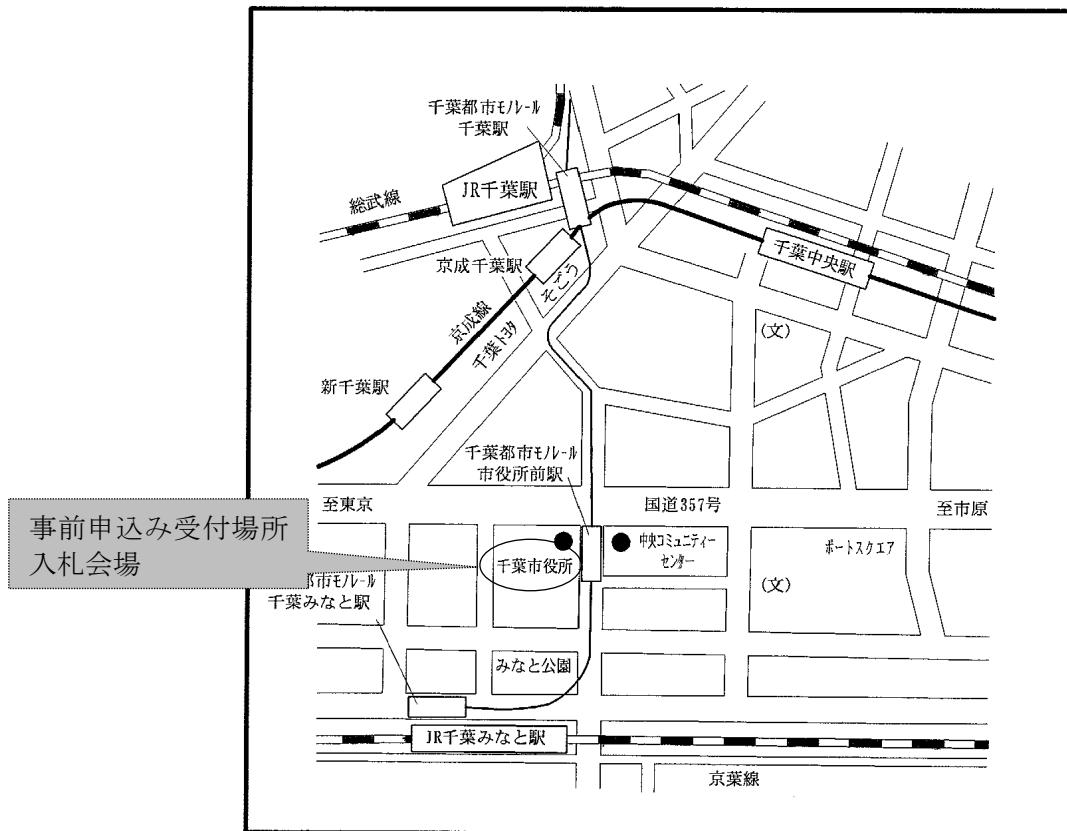
内線4635を呼び出してください。



入札会場 (市役所 1 階 正序)



事前申込み受付場所・入札会場 案内図



【事前申込み受付場所】 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所本庁舎高層棟6階 管財課

【入札会場】 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉役所1階 正庁

※入札当日は直接入札会場にお越しください。

問い合わせ先

千葉市資産経営部管財課用地班

電話 043-245-5098

市有地売払いホームページ 「千葉市 市有地売払い」で検索

<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/kanzai/koubo.html>